

日本共産党を代表して、反対討論を行います。

私は、本定例会に提案され、本日委員会に付託審議された3議案のうち、定県第127号議案「知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」、及び定県第129号議案「県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」には賛成いたしますが、定県第130号議案「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例」については、以下に述べる理由により反対いたします。

定県第130号議案は、職員の給与及び通勤に要する費用を第15条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改めるなど、職員の期末手当支給割合を減じる条例に改定するものです。

県職員の皆さんにおきましては、一月に最初の感染者が判明して以降、ダイヤモンドプリンセス号の対応を含め現在に至るまで、献身的に業務にあたってこられました。

検査体制の拡充、医療現場への支援、県内産業への支援、暮らしに対する支援、さらに教育現場への支援など、かつてない状況の中で今もご苦労されています。

現在の新型コロナウイルス感染症の急速な拡大は、収束の見通しも定かではありません。今後も新型コロナウイルス感染症対策は、感染予防と安心して医療を受けられるように医療体制や公衆衛生部門の拡充、県民の暮らしと営業を保障するための体制確保など、切実な課題が山積みです。

県民の経済的困難という状況は一方にありますが、それらを少しでも改善していくためにも、県施策内容を充実させ、的確な実行を図るという県の役割が期待される所です。その点から、職員給与については、削減するべきではありません。

知事・副知事等についても、同様にご苦労されていると思いますが、報酬額・職務の特殊性に照らし、削減はやむを得ないと考えています。

今後望まれることは、職員の給与削減ではなく、長時間労働の解消を図ることとともに、医療・公衆衛生分野で必要とされている専門職の増員を初めとした県の体制強化です。

これら主な理由を述べて、定県第130号議案に対する反対討論といたします。